

議案第 7 号

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 19 の項中「又は特例給付」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

理 由

児童手当法の改正により特例給付が廃止されることに伴い、庁内で特定個人情報を利用する事務から特例給付の支給に関する事務を削る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。